アジアの環境政策について～東南アジアの環境法政策を中心に～

陽明福祉会 正会員 ○佐鳥 静夫
テクノインターナショナル 野口 政明
国際航業 正会員 下池 季樹

１．はじめに

アジア諸国の環境法は，1970 年前後から急速な発展をとげており多くのアジアの国が環境行政機関を設置，環境政策を策定，環境基本等の法を制定してきた．

このような取り組みの背景にはアジア諸国での環境状況の悪化，環境問題の解決を要求する社会的ニーズがある．実際，環境破壊は様々な分野で発生しており，アジア諸国でも深刻な社会問題となり，地球全体にも甚大な負荷を与えている．しかし，地球規模の環境統治はばらばらに実施されており，総合的な環境対策による取り組み成果はまだ不十分である．そこで，わが国の環境修復事業が開発途上国に何らかの影響を受ける環境問題対応についてアジア地域の環境法政策の現状を探る．

本論文は，土木学会建設マネジメント委員会（環境修復事業におけるプログラムマネジメント研究小委員会）において，調査研究活動の実績をまとめたものである．

２．アジア諸国の環境問題の特徴

アジア地域全体で環境問題を見たとき，多様化，複雑化，拡大化といった一般的な特徴をみることができる．自然環境，社会環境の悪化，都市部および農村部で生じる多様な環境問題は人々の生活や健康，社会や共同体，自然や生態系に，大きな負の影響をもたらす可能性がある．アジア諸国の経済発展の中で，多種多様な環境問題が短期間に噴出している．

また，経済グローバル化の過程に置かれたアジアの開発途上国はダイオキシン，PCB 等の有害化学物質や，水銀等の重金属による汚染リスクにさらされている．環境問題のあり方や発生のメカニズムでは，開発途上国の貧困や汚職や賄賂といった社会的要因が複雑に絡み合いながら，非効率かつ不適切な環境対策や法の未整備等の要因が重なって，より複雑化している．アジアにはメコン川，イラワジ川といった国際河川に関わる水質汚染，マラッカ海峡等の国際海峡での船舶事故起因の油濁汚染，インドネシアの森林火災い起因する周辺国へのヘイズ大気汚染，さらに，越境廃棄物など環境問題の広域的拡大を見ることができる．いずれのアジア諸国においても，天然資源の大規模開発が行われ温暖化進行による異常気象や水位上昇，地震や火山爆発，地滑り等の自然災害や人為的な事故による被害が多発している．

３． 東南アジア環境法の特徴と認識方法

1) 歴史的な法伝統や共同体が環境保全に果たす役割

長い植民地時代の法構造とその残渣に関わる問題である．タイを除く東南アジア諸国は，欧米または日本による長い植民地の過程で、植民地法による被支配経験と宗主国による法継受の影響を受けている。統治方式は一様ではないが，この統治から取り残された法の空白地帯では，伝統的ないわゆる非公式な慣習法が従来通り適用され，宗主国の統治下であっても，植民地以前同様非近代的な非ヨーロッパ法のままに置かれ，これら慣習法が今日「生きた慣習法」と呼ばれる理由である．非公式な慣習法がなおも生きた法として尊重される背景には，公式的な法の歴史が浅く，国家法制度が十分に信頼されるに至っていないといった国家法側の脆弱さを指摘できる．

2) 法制度全般の脆弱性と国際社会からの影響

一般的に，他の法分野に比べ環境法の歴史は浅い．労働者保護，保険衛生，土地利用，自然保護などは，

キーワード アジア，環境法，環境政策，環境問題
連絡先 〒359-0002 埼玉県所沢市中富１６５２－１ ＴＥＬ04-2943-0077

過去の関連法の発展を見ることができるが, いわゆる現代的な環境問題や環境保護を前提にしたものでないため，今日的な法適用には不適切であるといえる．長期間植民地統治に置かれてきた東南アジア諸国に於いては，近代的な法が十分に形成されてこなかった．このような脆弱な法基盤の上に現代的な環境法を急いで形成しなければならなかったという課題がある. 東南アジア諸国が環境関連の国際条約の批准採択に積極的な姿勢を示している。また、環境関連の国際機関（UNEP、ESCAP、ADB、WB、UNDP 等）や日本等の先進国はアジア諸国の環境法政策支援の初期段階において，環境と経済政策，法と環境政策の統合といった政策関連の課題を取り上げてきたが，これを阻む国内的な要因も多い.

3) アジアの民主化と分権化の動きと環境保護

大半の東南アジア諸国は過去のいわゆる開発独裁の時代に終止符を打ち民主化に移行している．しかし，欧米的な民主化がこれら諸国に定着したかどうかは慎重な議論が必要である.「個」を最優先とする欧米的な民主主義観とは異なった集団主義や共同主義を受け入れる法文化土壌が強い. 近代的な法規範だけでは環境保護への一般理解を得られないのでないかと考えられる。長期間植民地統治に置かれてきた東南アジア諸国に於いては，近代的な法が十分に形成されてこなかった．東南アジア諸国における民主主義や分権化の一般知識は刻々と変化しつつ, 環境問題の中には規制一辺倒での法的枠組みだけでは対応できない問題群が増えつつある. これらの国々でこれらの異なった環境管理手法をいかに効果的にミックスして適用できるかの検討が必要であるといえる.

4) 環境行政と法適用を阻む社会的な要因

多くの東南アジア諸国は，独立後の混乱期を経て，過去の法制度上の残渣を清算し近代的な法の体系化を図ろうとしている．しかし，これらを阻む汚職や賄賂，癒着といった社会問題に直面している．これを開発途上国における後進性または法意識の欠如と揶揄することは容易だが, 背景には過去の植民地時代の負の遺産があるものと考えられる. 植民地政府やその後の圧制的政府に対する不信感が，今日でも政府や法に対する不信感として鬱積していると考えられる．実際，環境行政を妨げる要因となっている．これらの悪弊は，国民意識が希薄なために助長されているので, 国民の政府への信頼醸成と法への信頼回復を通して実現すべきである. これは合意形成手法と組み合わせた環境保全手法のアプローチとしても活用が可能であると考える.

４．まとめ

アジアの環境問題を見ることは，地球規模の環境問題を考える上での非常に大事であると思われる．日本は戦前，欧米列強と共にアジアに植民地法制を強いたことがあり，多くのアジアの国がこの統治法制の影響を受けた．これらの国は，日本の過去の統治法制による呪縛の延長戦上で自らの環境法制を形成しつつある．アジア諸国の環境政策の分析からアジアの法を学び, 開発途上国が抱える様々な法的課題を共有する機会を得てより良い環境造りをめざすことが大事である.

参考文献

・West J.Schandl.Hey S and Chen S.“Resource Efficiency Economics and Outlook China”UNEP 2013

・ASEAN Socio-Cultural Community(ASCC)Blueprint 2009-2015

・Ministry of National Development Economics Plan Unit,“The Tenth Malaysia Plan 2010”

・環境省 HP「日本の環境対策技術のアジア展開に向けて」2015　https://www.env.go.jp/air/tech/ine/asia/

・Jeremy Warford“Environmental Impact Assessment for Developing Countries in Asia”Volume I-Overview,ADB 1997